ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

名護労働基準監督署　　Press Release

名護労働基準監督署発表
令和８年１１月１６日

【照会先】名護労働基準監督署
署　　長　　渋谷　雄太
○監督・安衛課長　　酒井　悠太
電　話　　0980-52-2691

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～立木の伐倒作業中，他の労働者を伐倒木の範囲に立ち入らせた疑い～

名護労働基準監督署（署長：渋谷（しぶや）　雄太（ゆうた））は、本日、株式会社武国建設ほか１名を、労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁名護支部に書類送検しました。

【事件の概要】
名護市に所在する建設工事現場にて、労働者に立木の伐倒作業を行わせる際、他の労働者を伐倒木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側に立ち入らせた疑い。

１　被疑者

(1)株式会社武国建設（たけくにけんせつ）

所 在 地　沖縄県名護市字親川
業　　種　建設業

(2)代表取締役　A

２　違反被疑条文

被疑者について、労働安全衛生法違反
同法第 21 条第１項
労働安全衛生規則第 481 条第２項（伐木時の立入禁止）
同法第 27 条第１項
同法第 119 条第１号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）
（※別添「関連条文一覧」参照）

３　災害の概要

令和７年 11 月 20 日、名護市為又に所在する土木工事現場において、同僚労働者４名とともに伐木の作業を行っていた被災者Ｂに高さ約 14 メートルの伐倒木が頸部に激突し、負傷するという災害が発生しました。

４　被疑内容

労働安全衛生法では、「伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側に他の労働者等が立ち入ることを禁止する」ことが規定されています。被疑者は、労働者に立木の伐倒作業を行わせる際、他の労働者を伐倒木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側に立ち入らせた疑いがあるものです。

５　その他

伐倒木に起因する災害は、死亡または重篤な災害に結びつきやすいことから、労働災害防止の徹底を図るため、名護労働基準監督署では、引き続き事業場への立入調査等を行っていくとともに、法違反を伴う死亡災害等の重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

別添

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

第二十一条　事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
（以下　略）

第二十七条　第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
（第二項　略）

(罰則)
第百十九条　　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
（以下　略）

(両罰規定)
第百二十二条　　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（立入禁止）
第四百八十一条　（第一項　略）
２　事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。
（以下　略）